

第2節 民生安定計画

民生安定計画

- 総務課防災危機管理室
- 企業立地課 地域福祉課
- 人権政策課 税務課
- 各課

【基本方針】

災害時には、多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が一時的な混乱に陥る可能性がある。こうした混乱を解消し、速やかな災害復旧・復興を図るため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、民生安定のために以下の緊急措置を講ずるものとする。

- 1) 生活相談（担当：総務課防災危機管理室、各課）
- 2) 女性のための相談（担当：人権政策課、各課）
- 3) 雇用機会の確保（担当：企業立地課）
- 4) 義援金品の受付及び配分等（担当：地域福祉課）
- 5) 災害弔慰金等の支給（担当：地域福祉課）
- 6) 生活資金の確保（担当：地域福祉課）
- 7) 租税の徴収猶予、減免等（担当：税務課）
- 8) 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発（担当：人権政策課、各課）

地震・津波災害復旧・復興対策における民政安定計画は、一般災害対策：第Ⅳ編第3章第2節「民生安定計画」に準ずる。